

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長 副市長 (収入役)	668,320 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(835,400 円)	1,070,000 円	593,500 円
		630,298 円	900,000 円	584,000 円
		(708,200 円)	— 円	— 円
報酬	議長 副議長 議員	420,100 円	737,200 円	420,100 円
		(円)		
		366,600 円	650,000 円	366,600 円
		(円)		
期末手当	市長 副市長 (収入役)	(21年度支給割合)		
		4.10 月分		
	議長 副議長 議員	(21年度支給割合)		
		4.10 月分		
退職手当	市長 副市長 (収入役)	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		退職時の給料月額×勤続月数×35/100×1.15	1,613 万円	任期毎
		退職時の給料月額×勤続月数×21/100×1.15	820 万円	任期毎
	退職時の給料月額×勤続月数×20/100×1.15	— 万円	任期毎	
備考	当分の間、計算した額に115/100を乗じて得た額を支給する。 (退職手当条例附則第26項)			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。